

中国ろうきんNPO寄付システム

「令和8年熊本地震」支援団体への緊急寄付配分 募集要項

目的等

（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）では中国労働金庫との協働で「中国ろうきんNPO寄付システム」を運用しています。これは、NPOの活動分野ごとに寄付されたお金をNPO法人に配分することにより、広く県民とNPOをつなぎ、多様な活動を行うNPO法人の基盤づくりを支援していくことを目的とするものです。

この度の令和8年熊本地震の発生に伴い、「災害救援」「おまかせ」の分野への寄付金について緊急に配分することとします。

対象団体、配分団体数、配分金額等

【対象団体】 島根県内に主たる事務所を置き、申請条件を満たすNPO法人

【配分予定額】 上限5万円（実費精算）

【配分団体数】 3団体（県外現地活動2枠、県内活動1枠）

※配分額、配分団体数は、応募数等によっては変更となる場合があります。

対象となる経費

被災地に赴いて支援活動（単なる視察等は除く）を行う場合は、特に使途（旅費・備品購入費など）に制限は設けず、被災地に対する支援活動に要する経費を対象とします。ただし、被災地からの支援要請に基づく活動であること。また、島根県内において実施する活動も対象としますが、この場合、支援物資の購入費は対象経費から除きます。

選考方法

通常は、審査委員会を設置し、書類審査により配分先を決定していますが、今回は、緊急性の高さを考慮して事務局が選考を行い、事後に審査委員会に報告することとします。

申請締切

2027年3月31日とし、申請ごとに随時、審査・配分を行います。

なお、対象期間は2026年7月28日からとし、すでに終了した活動についても対象とします（領収書必須）。

上限に到達し次第、締め切ります。配分状況はお問合せください。

申請条件

下記の要件すべてを満たす団体であること。

- ① 島根県内に主たる事務所を置くNPO法人（2026年9月30日までに認証された団体）
- ② 団体の情報公開を促進していく趣旨から、日本財団公益コミュニティサイトCANPANに登録し情報公開することに同意し、実施することができる団体（情報開示度が☆1つ以上になること）
- ③ 令和8年熊本地震における被災地（災害救助法適用地域）の支援活動等を実施する団体
- ④ 支援活動後に終了報告書を提出していただける団体

申請方法

Web フォームより、「災害発生時における緊急寄付配分申請書」をご提出いただきます。

URL : <https://forms.gle/gcDtWcs8ZyXGUUnJU6>

Web フォームへは、定住財団ホームページ「フレフレしまね」や「島根いきいき広場」からもアクセスが可能です。



〈審査について〉

申請後、審査にあたり、定款、今年度の事業計画・予算書、前年度の事業報告・決算書（直近の総会資料など）、活動の状況が分かる資料（団体発行のパンフレット、機関誌など）の提出を求める場合があります。

終了報告と支払い

支援活動終了後に「災害発生時における緊急寄付配分終了報告書」を提出していただきます。

また、支出した経費については「対象経費一覧」にまとめ、領収書等と一緒に提出していただきます。事務局にて内容を確認の上、実費を振り込みます。

申請・問合せ先

（公財）ふるさと島根定住財団 （しまね県民活動支援センター）

〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階

TEL : 0852-28-0690 MAIL : chiiki@teiju.or.jp 担当：原・板倉

中国ろうきん NPO 寄付システムと CANPAN の連携について

本寄付システムは、県民と NPO をつなぐことにより NPO 法人の基盤づくりを支援するものですが、NPO 法人が県民の理解と信頼を得るために情報公開・発信は必要不可欠です。CANPAN と連携することで、NPO 法人の団体情報の公開・発信の基盤を整えられるほか、全国共通の仕組みを利用することで、得られる効果や広がりが大きくなるという利点があります。

この機会に、ぜひ CANPAN を活用した情報公開・発信に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

★CANPAN とは？ 【HP : <https://fields.canpan.info/>】

CANPAN は、日本財団（NPO をはじめとする様々な公益活動団体へ助成金の提供を行う財団法人）が公益活動、市民活動を情報という側面から応援するために運営しているウェブサイトです。

CANPAN には、情報公開を支援する機能、情報発信に最適なブログ作成機能など、様々な機能があり、すべて無料でご利用できるウェブサイトです。